

長瀬町クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金について

長瀬町では、クビアカツヤカミキリの被害拡大を防止するため、町内に植生するクビアカツヤカミキリによる被害木を所有する個人及び事業者等を対象に、被害木の伐採及び薬剤防除等費用の一部の補助を実施します。

なお、防除対策方法は、埼玉県が作成した「サクラの外来害虫クビアカツヤカミキリの被害防止の手引」を参考に実施してください。

1 補助金を受けられることができる方（申請者）

- ・町内に住所を有する個人
- ・町内に所在する事業所の代表者
- ・町内の自治会等の代表者

であり、以下の①～③に該当する場合、対象となります。

- ①町内に植生する被害木の所有者又は管理者であり、対策を郡内業者（薬剤防除は県内業者）に請け負わせる者
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有していない者
- ③補助金の交付申請時に町税等を滞納していない者

※同一世帯等を含めこの補助金の交付を受けている場合は申請できません。申請後重複が確認された場合は、どちらかの申請の補助金が不交付となります。

2 補助対象経費

- ・被害木の伐採処分（10月から1月の申請期限までに伐採し、処分が必須）
- ・登録農薬を被害木に使用する薬剤防除

※所有者又は管理者が自ら行う伐採や薬剤防除等に要した費用は対象外

3 補助金額

- ・補助対象経費の2分の1（100円未満切捨）で上限5万円

4 申請期間（令和8年度分）

防除方法	予算額	申請書の受付期間
薬剤防除	50万円	令和8年4月1日から令和9年1月29日まで
伐採処分	100万円	令和8年10月1日から令和9年1月29日まで

※各防除方法ともに期間内でも予算額に達した場合、受付を終了します

5 申請の流れ

- ①（申請者） 被害木を発見した場合、町へ報告
- ②（町） 現地を確認し、被害認定の通知
※この通知は補助金を確約するものではありません
- ③（申請者） 通知を受けた後、対策を業者へ発注し実施
- ④（申請者） 補助金交付申請書・宣誓書兼請求書
添付資料を揃えて申請書1式を提出
- ⑤（町） 現地確認・書類審査
- ⑥（町） 交付（不交付）決定の通知
交付決定となった場合、振込手続き

6 注意事項

- ・町の「被害認定通知書」を受けた後、業者へ防除の依頼をしてください。
- ・事後申請となりますが、補助金を確約するものではありません。
- ・町が申請書を受理し、審査後に補助金額が決定します。
- ・申請内容、添付書類に不備がある場合、補助金を交付できません。
- ・ご自身で被害木を伐採運搬し有償処分地（チップ）で処分した場合、有償処分にかかった経費は業者へ委託したことになるため、補助対象となります。

この補助金については、

「長瀬町クビアカツヤカミキリ被害拡大防止補助金交付要綱」

をご確認ください

7 問合せ・申請書提出先

秩父郡長瀬町大字本野上 1035 番地 1

長瀬町役場町民課 0494-66-3111（内線 126）

補助金申請時に必要な書類

- ①申請書（様式第2号）
- ②業者へ支払ったことがわかる領収書
- ③作業内容の内訳と金額がわかる見積書等
- ④振込先がわかる通帳のコピー等
- ⑤写真／被害状況がわかるもの・施工中・完了
- ⑥処分先の受入伝票等（伐採処分の場合）
- ⑦使用薬剤の仕様書（薬剤防除または伐採後くん蒸する場合）

その他

- ・被害木をチップの目的でチップ工場へ譲渡した場合、その収入を差し引いた金額で算定されます
- ・焼却目的といっても、薪として販売することはやめてください。伐採後は期間内にチップ、くん蒸又は焼却処分する必要があります
- ・被害木の野焼きは絶対にしないでください

特定外来生物を飼育・運搬することは、法により原則禁止です

クビアカツヤカミキリは木に穴を開け、やがて枯らしてしまいます
特徴として、棒状のフラスを排出

初期であれば、スプレー式殺虫剤での対応（支給）

フラスが多く見られる場合、樹幹注入（薬剤防除委託）

半枯れ又は全枯れしたら

春に花が咲かなかったり、葉がほとんどない木について、

枝落ちや倒木する前に伐採処分（10月～1月に委託）

☞ 幼虫の活動時期は4月から10月：ここでスプレー式殺虫剤

☞ 成虫の発生時期は6月から9月：拡散防止ネットの設置

成虫の周辺への拡散防止と倒木等の被害が出る前に
被害拡大防止対策にご協力ください